

# 文部科学省



番号	制度名
文部科学省	
文科01	(独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 日本芸術文化振興会、(独) 国立科学博物館への寄附に係る税制措置
文科02	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
文科03	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
文科04	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充

## 点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	(独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 日本芸術文化振興会、(独) 国立科学博物館への寄附に係る税制措置	府省名	文部科学省
税 目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区 分	■新設	□拡充	□延長 □事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	□明らか	■明らかなでない	※	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	□定量化	■定性的記述	□説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	※
租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	■予測あり		□予測なし	※
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	■説明あり		□説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり		□説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	※

## 【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示されたく点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

「○」:評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

＜点検結果表の別紙＞

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

#### ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）

『文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）』（平成23年2月8日閣議決定）

##### 第2 文化芸術振興に関する重点施策

###### 1. 六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～

###### 重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

文化芸術活動に対する支援の在り方にについて、実質的に赤字の一部を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働くかとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題や、鑑賞機会等の地域間格差、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状、さらには「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、これを抜本的に改善し、より適切かつ効果的な支援を図る。具体的には、文化芸術団体への助成方法を見直し、文化芸術活動への支援に係る計画、実行、検証、改善（P D C A）サイクルを確立することによって国としての支援策を有効に機能させるほか、民間や個人による支援と文化芸術各分野における「新しい公共」の活動を促進する。また、国・地方において核となる文化芸術拠点を充実する。

これらの取組によって、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。

###### 【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用を促進するためのインセンティブが働く手法（税制上の措置を含む。）の検討を通じて、民間（企業、団体、個人等）が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するとともに、N P O等の「新しい公共」を担う団体による文化芸術活動を支援する。
- ◆ 国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。

『国立の美術館・博物館・劇場の機能強化に関する提言（平成25年5月17日）自由民主党伝統文化調査会』

##### 5. 寄附文化の醸成

- 今後も文化法人がより魅力的、発展的に多様な事業を実施していくためには、法人自らも自己収入の確保等に積極的に取り組む必要がある。

公的資金のみならず、民間の資金も活用できるよう、企業や個人からの寄附を集めやすくするため、文化法人に対する企業からの寄附は全額損金算入できるようにするとともに、個人からの寄附について税額控除と所得控除の選択制度を導入すること。

#### ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

国立研究開発法人と同様、税額控除導入後の学校法人の寄附収入額の増加率を勘案すると、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入額ベースで1.4倍（約302,694千円）（対本租税特別措置等前比）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。

また、「本租税特別措置の対象となる文化振興型法人の寄附金収入の伸び率」と、「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証する。

#### ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置等の適用数の将来推計（平年度）は、

- ・指定寄附金件数推算：国税・地方税：362件
- ・個人寄附金件数推算：国税：1,175件

算定根拠は別紙参照。

#### ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本租税特別措置等の減収額の将来推計（平年度）は、

- ・指定寄附金化に伴う減収見込額 国税37百万円、地方税16百万円
- ・税額控除の導入に伴う減収見込額 国税11百万円

算定根拠は別紙参照。

#### ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。

#### ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収見込額は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが十分に期待・予測できることから、税収減を是認するような効果が認められる。

#### ⑯ 租特の手段をとるべき妥当性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

文化振興型法人への寄付金については、突発的又は緊急性の高い活動や、さらに充実を図るべき活動等に対して活用することが可能なのに対して、交付金等の予算措置では、これらの活動についてあらかじめ必要な額の予測が困難であり、代替が難しいことから、本租税特別措置の手段を採ることは、必要かつ適切である。

#### ⑰ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

文化振興型法人は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条において、「政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる」と規定されている。

これについては、主に法人における経常的費用や計画的に実施される事業などに対して措置されている。

一方、文化振興型法人への寄附については、地方の美術館等に収蔵品を貸し出すために発生した修理や、海外に流出の恐れがある美術品の購入など、突発的又は緊急性の高い活動や、更に充実を図るべき活動等に対し充てていくものと考えている。

【別紙】

文化振興型法人（（独）国立美術館、（独）国立文化財機構、（独）日本芸術文化振興会、（独）国立科学博物館）への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について

【減収見込額（総額）】

1. 指定寄附金化に伴う減収見込額  
53百万円（国税：37百万円、地方税：16百万円）
2. 税額控除の導入に伴う減収見込額  
11百万円

1. 指定寄附金化について

- (1) 文化振興型法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考にしつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。
- (2) 文化振興型法人への法人寄附件数における平均年間増加件数を基に、平成27年度の法人寄附金件数を推算した。

【文化振興型法人の法人寄附者数】

- ▶ 文化振興型法人への法人寄附件数における平均年間増加件数
  - ・21年度実績 162件
  - ・25年度実績 188件
  - ・平均年間増加件数： $(188 - 162) / 4 = 6.5$ 件
- ▶ 27年度法人寄附金件数推算： $(25\text{年度実績} + 26\text{年度増加分} + 27\text{年度増加分}) \times 1.8$ （注1）  
：(188 (件) + 6.5 (件) + 6.5 (件))  $\times 1.8 = \underline{361.8}$

（注1）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

（3）会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の年間平均寄附額（注2）は、1,617千円である。

（注2）全寄附金支出額：675,516百万円、寄附金支出額全法人数：417,722法人。  
1法人当たりの年間平均寄附金額は、1,617,143円

（4）会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）  
 $159,330\text{百万円} \div 675,516\text{百万円} \times 100 = \underline{23.6\%}$

（5）これらを基に、文化振興型法人に係る減収見込額を計算する。

○国税分

・法人税  $1,617,143\text{円} \times 23.6\% \times 25.5\% \text{（税率)} \times 361.8\text{（件)} = \underline{35.2\text{百万円}}$

・地方法人税  $35.2\text{百万円} \times 4.4\% = \underline{1.55\text{百万円}}$

（注）税額は、法人税額の4.4%（平成26年10月1日以降）。

## ○地方税分

・法人住民税  $35.2\text{百万円} \times 12.9\% \approx 4.54\text{百万円}$

(注) 税率は、総務省指定の率。

## ・事業税

(A. 法人事業税所得割(収入割)の減収額)

$$585.1\text{百万円} \times 23.6\% \times 5.3\% \approx 7.32\text{百万円}$$

(注) 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$$7.32\text{百万円} \times 54.7\% \approx 4.00\text{百万円}$$

(注) 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

$$7.32\text{百万円} + 4.00\text{百万円} \approx 11.32\text{百万円}$$

(6) 以上、減収見込額(指定寄附金化による)は、以下のとおり。

○国税 :  $35.2\text{百万円} + 1.55\text{百万円} \approx 36.75\text{百万円} \approx 37\text{百万円}$

○地方税 :  $4.54\text{百万円} + 11.32\text{百万円} \approx 15.86\text{百万円} \approx 16\text{百万円}$

## 2. 税額控除の導入について

(1) 国税庁の申告所得税標本調査結果(平成24年度分)を基に、寄附控除の申告を行った納税者(計:426,927人)について、所得階級ごとの人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を算出した(表1参照)。

&lt;表1&gt;

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額 (百万円)	1人当たり寄附額 (推計)(円)	表2の 対応
(a)	0～150万円以下	12,257	6.9	384	33,329	—
(b)	～300万円以下	32,372	18.1	1,213	39,471	(あ)
(c)	～500万円以下	28,131	15.7	1,435	53,011	(い)
(d)	～800万円以下	25,735	14.4	1,810	72,332	(う)
(e)	～1,000万円以下	10,535	5.9	937	90,942	(え)
(f)	～2,000万円以下	32,433	18.1	4,253	133,132	(お)
(g)	2,000万円以上	37,387	20.9	18,319	491,983	(か)
		178,850		28,349		

(注) 1人当たり寄附額(推計)=寄附金控除額/人数+2,000円

小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある。

&lt;表2&gt; (一般的の税率)

	課税対象となる所得の額	税率
(あ)	195万円未満の金額	5%
(い)	195万円以上 330万円未満の金額	10%
(う)	330万円以上 695万円未満の金額	20%
(え)	695万円以上 900万円未満の金額	23%
(お)	900万円以上 1,800万円未満の金額	33%
(か)	1,800万円以上の金額	40%

(2) 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に(表2参照)、所得控除方式と税額控除方式(2,000円を超える寄附について40%控除)による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

(算出例) → (税額控除額-所得控除額)=各所得階層1人当たりの減収見込額

a→所得税非課税と想定

$$b [(39,471 - 2,000) \times 0.4] - [(39,471 - 2,000) \times 0.05] = 13,115\text{円}$$

$$c [(53,011 - 2,000) \times 0.4] - [(53,011 - 2,000) \times 0.1] = 15,303\text{円}$$

$$d [(72,332 - 2,000) \times 0.4] - [(72,332 - 2,000) \times 0.2] = 14,066\text{円}$$

$$e [(90,942 - 2,000) \times 0.4] - [(90,942 - 2,000) \times 0.23] = 15,120\text{円}$$

$$f [(133,132 - 2,000) \times 0.4] - [(133,132 - 2,000) \times 0.33] = 9,179\text{円}$$

$$g [(491,983 - 2,000) \times 0.4] - [(491,983 - 2,000) \times 0.4] = 0\text{円}$$

(注) gは、差額0円

文化振興型法人への個人寄附における平均年間増加件数を基に、平成27年度の個人寄附金件数を推算した。また、その際、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び文化振興型法人の寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定(注3)して、文化振興型法人への予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額を掛け合計し、減収見込額を算出する。

【文化振興型法人の個人寄附者数】

- ▶ 文化振興型法人への個人寄附件数における平均年間増加件数
  - ・21年度実績 323件
  - ・25年度実績 543件
  - ・平均年間増加件数 :  $(543 - 323) / 4 = 55$ 件
- ▶ 27年度個人寄附金件数推算 :  $(25\text{年度実績} + 26\text{年度増加分} + 27\text{年度増加分}) \times 1.8$  (注3)  
 $(543 \text{ (件)} + 55 \text{ (件)} + 55 \text{ (件)}) \times 1.8 = 1,175 \text{ 件}$

(注3) 税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率(1.8倍)と同様に件数についても増加があると仮定。

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

- a → 所得税非課税のため算出しない
- b  $(1175 \text{ 人} \times 18.1\%) \times 13,115 \text{ 円} = 2,789,233 \text{ 円}$
- c  $(1175 \text{ 人} \times 15.7\%) \times 15,303 \text{ 円} = 2,823,021 \text{ 円}$
- d  $(1175 \text{ 人} \times 14.4\%) \times 14,066 \text{ 円} = 2,379,967 \text{ 円}$
- e  $(1175 \text{ 人} \times 5.9\%) \times 15,120 \text{ 円} = 1,048,194 \text{ 円}$
- f  $(1175 \text{ 人} \times 18.1\%) \times 9,179 \text{ 円} = 1,952,144 \text{ 円}$
- g → 減収が発生しないため算出しない

以上より、b ~ f を合計した  $10,992,559 \text{ 円} = 11 \text{ 百万円}$  が減収見込額となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		(独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 日本芸術文化振興会、(独) 国立科学博物館への寄附に係る税制措置 (国税3) (法人税: 義、所得税: 外) (地方税1) (法人住民税、事業税: 義)
2	要望の内容		【新設】 (独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 日本芸術文化振興会、(独) 国立科学博物館（中期目標管理型法人のうち、文化振興・普及業務を行う法人、「以下、「文化振興型法人」という。）が行う活動への民間からの寄附について、 ①個人からの寄附について、税額控除と所得控除との選択制度を導入する ②民間企業等からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」とする ため、税制上の所要の措置を講ずる。 また、法人税について、当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。
3	担当部局		文化庁長官官房政策課独立行政法人支援室 文部科学省生涯学習政策局社会教育課
4	評価実施時期		平成26年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		—
6	適用又は延長期間		—
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 文化振興型法人について、寄附金等の自己収入の増大を図ることにより、展示・公演・調査研究等の事業に必要な資金の拡充がなされ、ナショナルセンターとしてふさわしい事業の展開に寄与することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 文化振興型法人は、世界に誇るべき有形・無形の文化的・自然科学的資産を国民共有の財産として、次世代へ確実に保存、蓄積、継承するとともに、新たな文化を創造し、国内外に発信し、我が国の文化芸術、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的に設置されており、我が国のナショナルセンターとしても、地方の美術館・博物館・劇場等に対して先導的役割を担い、多角的支援を行うとともに、「國の顔」として世界各国の主要な美術館・博物館・劇場に比肩すべき役割を担っている。</p> <p>また、文化芸術の多様化によるメディア芸術など新たな展示内容・手法による展覧会の開催や、公私立美術館・博物館等から収蔵品の修復等に関する指導助言の要望、また、地方の劇場との連携など、ナショナルセンターとしての取組が期待されている。</p>

		<p>一方、文化振興型法人は、その公益性の高さから国から運営費交付金の交付を受けるとともに、展覧会や公演を主催し、その入場料収入を主たる自己収入として確保し、活動しており、独立化以降、展覧会や公演の入場料収入等の増額や事業の効率化の促進などによる自己収入の有効活用を図ってきたが、展覧会や公演への入場者の増収については、展覧会場や展示作品の維持管理、劇場の客席数などの制約の観点から、これらを毎年度増収し続けることは限界がある。</p> <p>このような厳しい財政事情において、文化振興型法人がナショナルセンターとして引き続き事業を実施し、新たに国内外の美術館等との連携などの事業に取り組むためには、入場料収入などの自己収入の拡充を図ることにより、自立的な事業活動を促進していくことが必要である。</p> <p>また、自民党政務調査会・文化伝統調査会における『国立の美術館・博物館・劇場の機能強化に関する提言』においても、「公的資金のみならず、民間の資金も活用できるよう、企業や個人からの寄附を集めやすくするために、文化法人に対する企業からの寄附は全額損金算入できるようにするとともに、個人からの寄附について税額控除と所得控除との選択制度を導入すること。」と明示されている。</p> <p>以上のことから、文化振興型法人がナショナルセンターとしてふさわしい事業を実施し、国内外の文化芸術、自然科学及び社会教育を牽引していくために、運営費交付金の確実な措置はもとより、民間の活力を活かす一環として、個人や民間企業等から寄附を一層促すための税制面での環境整備が必要とされている。</p> <p>なお、文化振興型法人への寄附税制要望は、我が国の文化芸術、自然科学及び社会教育への寄附文化の醸成を促進する観点からも有効な政策であると期待できる。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標 1 生涯学習社会の実現 1-2 生涯を通じた学習機会の拡大</li> <li>・政策目標 13 文化による豊かな社会の実現 13-1 文化芸術の振興 13-2 文化財の保存及び活用の充実</li> </ul>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 文化振興型法人が行う事業の実施、一層の充実。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 文化振興型法人への寄附金による事業の実施状況。(事業によってその事業規模や寄附金必要額が異なるため、事業実施件数などの定量的指標を設置することは困難。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 文化振興型法人への寄附金が一層確保できることにより、法人の事業実施</p>

		<p>の促進や充実がなされる。</p> <p>これにより、ナショナルセンターとしてふさわしい事業が行われ、その効果は法人自身だけでなく、国内外の文化芸術団体等へも波及することから、文化芸術の振興、文化財の保存及び活用の充実、自然科学及び社会教育の振興に寄与することができる。</p>				
8	有効性等	<table border="1"> <tr> <td>① 適用数等</td> <td>国税(平年度) 865件 地方税(平年度) 199件</td> </tr> <tr> <td>④ 減収額</td> <td>国税(平年度) 29百万円 地方税(平年度) 10百万円</td> </tr> </table>	① 適用数等	国税(平年度) 865件 地方税(平年度) 199件	④ 減収額	国税(平年度) 29百万円 地方税(平年度) 10百万円
① 適用数等	国税(平年度) 865件 地方税(平年度) 199件					
④ 減収額	国税(平年度) 29百万円 地方税(平年度) 10百万円					
	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 文化振興型法人への寄附について拡充等がされた場合、自己収入や運営費交付金だけでは賄いきれない事業等に充てられることとなる。</p> <p>これらの寄附については、例えば、所蔵作品の緊急修理や海外へ流出の恐れがある美術作品や文化財などの購入、文化財の調査研究に必要な研究機器の導入、伝統芸能や現代舞台芸術の公演や人材養成等、具体的な寄附の募集目的を明示し、民間からの寄附を促進すると同時に、寄附により事業を一層充実させることができる。</p> <p>これにより、展覧会の充実や、所蔵作品の国内外美術館等への貸与、文化財の調査における修理技術等の新たな発見、伝統芸能の後継者の確実な確保、現代舞台芸術の実演家の養成など、文化振興型法人の事業の充実が図られる。併せて、国民への鑑賞貴会の拡充、国内外に存在する我が国の文化財の修理等の促進、伝統芸能や現代舞台芸術の発信など、国内外へ様々効果をもたらし、ナショナルセンターとしての役割を一層担うことが期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 文化振興型法人への寄附の拡充等がされた場合、現在、自己収入の確保等が困難なため実施が先送りされてきたり、内容の一部省略を余儀なくされたりしてきた事業が、実施または充実されることになる。</p> <p>なお、文化振興型法人においては、毎年入場料等の自己収入予算の増額が求められているが、事業の性格からこの対応についても限界となっており、今後も現在の事業規模を確保していくためには、寄附金収入も重要な財源となる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 文化振興法人における自己収入の一部を確保することが困難となり、事業内容の一部省略や延長となる可能性がある。</p> <p>《収支減を是認するような効果の有無》 文化振興型法人への寄附を促進する措置をとることにより、ナショナルセンターとしての充実の他に、国民や民間企業等に対して、寄附文化の醸成の促進などの効果が期待できる。</p> <p>また、寄附文化の醸成が促進されることにより、今まで文化芸術等に興味がなかった国民や民間団体が、寄附をきっかけに、新たに文化芸術</p>				

		活動への参加や寄附など、文化芸術活動に関する消費活動の活性化が図られることから、税収減以上の効果が期待できる。
9 相当性	① 税率特別措置等によるべき妥当性等	文化振興型法人への寄附を促進することにより、独立行政法人のインセンティブの一つとして機能強化の実現、我が国の寄附文化の醸成の促進などの効果が期待できることから、妥当な措置である。
	⑥ 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③ 地方公共団体が協力する相当性	我が国の文化芸術等への寄附文化の醸成が促進されることによって、民間企業等が、文化振興型法人への寄附を通じて、地域への文化芸術関係団体等へのメセナ活動への積極的な関与が期待され、地域の文化芸術団体の活性化や地方公共団体の文化芸術施策の充実等が期待できる。
10 有識者の見解	<p>○本租税特別措置が「文化振興型法人」に適用されることは、同種の制度が、諸外国においてその国の重要な文化財、美術品等の国外流出をさけたり、国家による買い上げに際して有効に機能している例もあることから、こうした例もふくめ適切な運用によって文化立国を目指す我が国にとって効果的であると考えられる。</p> <p>○我が国の寄付文化は必ずしも高くない。海外では一括寄付された個人コレクションが、美術館博物館でよく見られる。また、資金的サポートも充実していると見られる。公的資金が窮屈になりつつある現在、民間からの支援が大事である。是非進めていただきたい。</p>	
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

文化振興型法人（（独）国立美術館、（独）国立文化財機構、（独）日本芸術文化振興会、（独）国立科学博物館）への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について

#### 【減収見込額（総額）】

1. 指定寄附金化に伴う減収見込額  
33百万円（国税：23百万円、地方税：10百万円）
2. 税額控除の導入に伴う減収見込額  
6百万円

#### 1. 指定寄附金化について

- (1) 文化振興型法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考にしつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。
- (2) 文化振興型法人への法人寄附件数における平均年間増加件数をもとに、27年度の法人寄附金件数を推算した。

#### 【文化振興型法人の法人寄附者数】

- ▶ 文化振興型法人への法人寄附件数における平均年間増加件数
  - ・21年度実績 162件
  - ・25年度実績 188件
  - ・平均年間増加件数： $(188 - 162) / 5 = 5.2$ 件
- ▶ 27年度法人寄附金件数推算：25年度実績 + 26年度増加分 + 27年度増加分 × 1.13（※1）  

$$: 188(\text{件}) + 5.2(\text{件}) + (5.2 \times 1.13) = \underline{\underline{199.1}}$$

（※1）係数1.13は『2013年度メセナ活動実態調査』（（公財）企業メセナ協議会）から参照。企業のメセナ活動とは文化・芸術等に企業の社会活動の一環として行うものであり、その活動費の増加分は、企業が文化・芸術等を支援する額と同視しうると見なす。

メセナ活動費総額 811億3,875万円（前回(2,012・2,011)調査と比較すると 93億4,848億円増→約13%の増）

（3）会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の年間平均寄附額（※2）が13%程度増加すると想定。

（※2）全寄附金支出額：675,516百万円、寄附金支出額全法人数：417,722法人。

1法人あたりの年間平均寄附金額は、1,617,143円

増加率を踏まえた、1法人あたりの平均寄附金額は、

$$1,617,143 \text{円} \times 1.13 = 1,827,372 \text{円}$$

（4）会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$159,330 \text{百万円} \div 675,516 \text{百万円} \times 100 = \underline{\underline{23.6\%}}$$

(5) これらをもとに、文化振興型法人に係る減収見込額を計算する。

○国税分

$$\cdot \text{法人税} \quad 1,827,372 \text{ 円} \times 23.6\% \times 25.5\% \text{ (税率)} \times 199.1(\text{件}) \approx \underline{\underline{21.9 \text{ 百万円}}}$$

$$\cdot \text{地方法人税} \quad 21.9 \text{ 百万円} \times 4.4\% \approx \underline{\underline{0.96 \text{ 百万円}}}$$

※税率は、法人税額の4.4%（平成26年10月1日以後）。

○地方税分

$$\cdot \text{法人住民税} \quad 21.9 \text{ 百万円} \times 12.9\% \approx \underline{\underline{2.8 \text{ 百万円}}}$$

※税率は、総務省指定の率。

・事業税

(A. 法人事業税所得割（収入割）の減収額)

$$363.8 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 5.3\% \approx 4.55 \text{ 百万円}$$

※税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$$4.55 \text{ 百万円} \times 54.7\% \approx 2.49 \text{ 百万円}$$

※税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

$$4.55 \text{ 百万円} + 2.49 \text{ 百万円} \approx \underline{\underline{7.04 \text{ 百万円}}}$$

(6) 以上、減収見込額（指定寄附金化による）は、以下のとおり。

$$\text{○国税} : \quad 21.9 \text{ 百万円} + 0.96 \text{ 百万円} \approx \underline{\underline{22.86 \text{ 百万円}}} \approx \underline{\underline{23 \text{ 百万円}}}$$

$$\text{○地方税} : \quad 2.8 \text{ 百万円} + 7.04 \text{ 百万円} \approx \underline{\underline{9.84 \text{ 百万円}}} \approx \underline{\underline{10 \text{ 百万円}}}$$

## 2. 税額控除の導入について

(1) 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成24年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人あたりの平均寄附金額を算出した。（表1参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額 (百万円)	1人当たり寄附額 (推計)(円)	表2の 対応
(a)	0～150万円以下	12,257	6.9	384	33,329	—
(b)	～300万円以下	32,372	18.1	1,213	39,471	(あ)
(c)	～500万円以下	28,131	15.7	1,435	53,011	(い)
(d)	～800万円以下	25,735	14.4	1,810	72,332	(う)
(e)	～1,000万円以下	10,535	5.9	937	90,942	(え)
(f)	～2,000万円以下	32,433	18.1	4,253	133,132	(お)
(g)	2,000万円以上	37,387	20.9	18,319	491,983	(か)
		178,850		28,349		

※1人当たり寄附額（推計）＝寄附金控除額／人数+2,000円

※小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある。

<表2> (一般的の税率)

	課税対象となる所得の額	税率
(a)	195万円未満の金額	5%
(い)	195万円以上 330万円未満の金額	10%
(う)	330万円以上 695万円未満の金額	20%
(え)	695万円以上 900万円未満の金額	23%
(お)	900万円以上 1,800万円未満の金額	33%
(か)	1,800万円以上の金額	40%

(2) 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

(算出例) → (税額控除額 - 所得控除額) = 各所得階層1人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定

$$b \left[ \{(39,471 - 2,000) \times 0.4\} - \{(39,471 - 2,000) \times 0.05\} \right] = \underline{\underline{13,115 \text{ 円}}}$$

$$c \left[ \{(53,011 - 2,000) \times 0.4\} - \{(53,011 - 2,000) \times 0.1\} \right] = \underline{\underline{15,303 \text{ 円}}}$$

$$d \left[ \{(72,332 - 2,000) \times 0.4\} - \{(72,332 - 2,000) \times 0.2\} \right] = \underline{\underline{14,066 \text{ 円}}}$$

$$e \left[ \{(90,942 - 2,000) \times 0.4\} - \{(90,942 - 2,000) \times 0.23\} \right] = \underline{\underline{15,120 \text{ 円}}}$$

$$f \left[ \{(133,132 - 2,000) \times 0.4\} - \{(133,132 - 2,000) \times 0.33\} \right] = \underline{\underline{9,179 \text{ 円}}}$$

$$g \left[ \{(491,983 - 2,000) \times 0.4\} - \{(491,983 - 2,000) \times 0.4\} \right] = \underline{\underline{0 \text{ 円}}}$$

※gは、差額0円

文化振興型法人への個人寄附における平均年間増加件数をもとに、27年度の個人寄附金件数を推算した。また、その際、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び文化振興型法人の寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加する仮定（※3）して、文化振興型法人への予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。

【文化振興型法人の個人寄附者数】

- ▶ 文化振興型法人への個人寄附件数における平均年間増加件数
  - ・21年度実績 323 件
  - ・25年度実績 543 件
  - ・平均年間増加件数 :  $(543 - 323) \div 5 = 44$  件
- ▶ 27年度個人寄附金件数推算 : 25年度実績 + 26年度増加分 + 27年度増加分  $\times 1.8$  (※3)  
: 543 (件) + 44 (件) + (44  $\times$  1.8) ≈ 666 件

(※3) 税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率 (1.8 倍) と同様に件数についても増加があると仮定。

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

- a → 所得税非課税のため算出しない
- b (666 人  $\times$  18.1%)  $\times$  13,115 円 = 1,580,961 円
- c (666 人  $\times$  15.7%)  $\times$  15,303 円 = 1,600,112 円
- d (666 人  $\times$  14.4%)  $\times$  14,066 円 = 1,348,986 円
- e (666 人  $\times$  5.9%)  $\times$  15,120 円 = 594,125 円
- f (666 人  $\times$  18.1%)  $\times$  9,179 円 = 1,106,492 円
- g → 減収が発生しないため算出しない

以上より、b ~ f を合計した 6,230,676 円 ≈ 6百万円が減収見込額となる。



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	文部科学省
税 目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区 分	■新設	□拡充	□延長 □事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	
租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	■予測あり		□予測なし	
⑫ 税収減認の効果の将来見込み	■説明あり		□説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり		□説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。

「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税6)(法人税:義、所得税:外)(地方税9)(法人住民税、事業税:義)		し、国際競争を勝ち抜く方策について検討が重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、 <u>寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」</u> と明示されている。
2 要望の内容	<p>【新設】</p> <p>国立研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。</p> <p>法人税について当該措置が認められた場合、地方法人税、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p> <p>また、国立研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。</p> <p>(※)「国立研究開発法人」とは、平成27年4月施行の改正独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第3項に定める法人をいう。</p>	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>文部科学省の平成26年度政策評価体系において、政策目標7「科学技術・学術政策の総合的な推進」の施策目標7-2「イノベーション創出」に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興」や7-3「科学技術システム改革の先導」を達成するために有効な施策である。また、平成26年度政策目標8「基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備」及び9「科学技術の戦略的重點化」における国立研究開発法人の活動に密接に関連した施策目標の達成にも貢献する。</p> <p>また、「科学技術イノベーション総合戦略2014」等において、国立研究開発法人については、イノベーション創出に向けて、法人の增收意欲を増加させるために、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めるにされており、企業・個人からの寄附を促進するためには、税制面で支援することが合理的である。</p> <p>指定寄附金化について、本年6月に成立した改正独立行政法人通則法第2条第3項において、国立研究開発法人は、我が国全体における科学技術水準の向上を図り、我が国の国民経済の発展に寄与するものと定義づけられたこととなった。さらに、その名称から、国を代表して、研究開発を行う公的機関であることも端的に示されることになるなど、国の科学技術イノベーションを担うことが明確化された。安倍総理の施政方針演説において、「世界で最もイノベーションに適した国」を目指すことが2年連続で表明されるなど、イノベーション創出は、緊急を要するものであり、指定寄附金化の要件に整合的なものであることから、国立研究開発法人への寄附金を指定寄附金化することは合理的である。</p>
3 担当部局	科学技術・学術政策局政策課	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで1.4倍(約1,662百万円)(対本租税特別措置等前比)とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率。また、「本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と、「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う民間企業等や
4 評価実施時期	平成26年8月		
5 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に規定する研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設及び個人寄附に係る税額控除の導入を要望。		
6 適用又は延長期間	恒久措置		
7 必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国立研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>厳しい財政事情の下、国立研究開発法人に対しては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充し、自立的な事業活動を促進するとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することが必要である。</p> <p>このため、国立研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要であり、この観点について、「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月24日閣議決定)では、各法人への寄附付の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めることとされている。</p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日)では、総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化</p>		

		<p>国民に対するインセンティブを付与し、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。</p>		<p>が得られることが十分に期待・予測できる。</p> <p>この結果、144 百万円の税収減となるものの、国立研究開発法人が得られる寄附金額の増は 475 百万円(※)となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。</p> <p>(※)過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額 1,187 百万円が、1.4 倍に増加するものとして試算</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>国立研究開発法人に移行予定の 31 法人の実績等に基づけば、以下のとおり推計される</p> <p>法人： 508 法人 個人： 1,136 人</p> <p>※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う適用見込数の試算について」を参照。</p>	9 相当性	<p>①: 税特特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>
	② 減収額	<p>国立研究開発法人に移行予定の 31 法人において、</p> <p>国税： 平年度 105 地方税： 平年度 39 (単位：百万円)</p> <p>※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う 減収見込額の試算について」を参照。</p>		<p>国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当である。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 27 年度～29 年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 27 年度～29 年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3 年間で寄附額が 1.4 倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 27 年度～29 年度) 国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため、研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限られたものとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 27 年度～29 年度) 減収見込額の算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が 1.4 倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加</p>	10 有識者の見解	<p>我が国の国際競争力を維持・強化してゆくためには発展途上の国との技術的差別化がキーである。常に一步先へゆく技術開発が必要である。公的資金が十分とはいえない現状で、民間資金を大いに活用できる仕組みとして、本案はきわめて意味のある試作と考える。</p>
	11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期			—

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う  
適用見込数の試算について

$$2,153 \text{ 法人} \times 23.6\% = 508 \text{ 法人}$$

508 法人であると推計される。

【適用見込数】

○指定寄附金化に伴う適用見込数

508 法人

○税額控除の導入に伴う適用見込数

1,136 人

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附件件数の平均である1,196 件（※1）をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.8倍に寄附件件数が増加すると仮定（※2）して、年間の適用事業者の見込数を算出した。

（※1）年度ごとの寄附件件数は、H21: 1,210 件、H22: 1,201 件、H23: 1,205 件、  
H24: 1,218 件、H25: 1,148 件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件件数の増加率と同様の増加があると仮定

（適用事業者の見込数）

$$1,196 \text{ 件} \times 1.8 = 2,153 \text{ 法人}$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = 23.6\%$$

4. 2. から算出された2,153法人のうち、3. で算出された割合である23.6%が、国立研究開発法人に対する寄附事業者のうち損金不算入となっているもの（つまり、本要望の措置の適用を受けるもの）と仮定して、指定寄附金化による適用事業者は、

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成24年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数から適用見込数を計算した。（表1・表2参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	表2の対応
a	~150万円	12,257	6.9%	—
b	~300万円	32,372	18.1%	あ
c	~500万円	28,131	15.7%	い
d	~800万円	25,735	14.4%	う
e	~1,000万円	10,535	5.9%	え
f	~2,000万円	32,433	18.1%	お
g	2,000万円~	37,387	20.9%	か
合計		178,850		

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	~195万円	5%
い	195万円~330万円	10%~97,500円
う	330万円~695万円	20%~427,500円
え	695万円~900万円	23%~636,000円
お	900万円~1,800万円	33%~1,536,000円
か	1,800万円~	40%~2,796,000円

2. 国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、適用見込数を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21：19件、H22：239件、H23：224件、H24：2,446件、H25：1,440件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

予想寄附者数：874件 × 1.8 = 1,573人 となる。

3. 予想寄附者のうち税額控除を選択することになる人数（適用見込数）については、  
・ 表中a（表2の「一」に該当）の階層は、所得税非課税のため除外、  
・ g（表2の「か」に該当）については、税額控除を選択しても減税とならない（税額控除率と所得税率が40%と同率）ため除外、  
よって、残りのb～fの階層が税額控除を選択すると仮定して、適用見込数を算出する。

$$1,573 \text{人} \times (18.1\% + 15.7\% + 14.4\% + 5.9\% + 18.1\%) = 1,136 \text{人}$$

b            c            d            e            f

以上より、1,136人が適用見込数となる。

## 国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う 減収見込額の試算について

### 【減収見込額（総額）】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

129百万円（国税：90百万円、地方税：39百万円）

○税額控除の導入に伴う減収見込額

15百万円（国税のみ）

### 【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附額の平均である1,018,583千円（※1）をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.4倍に寄附額が増加すると仮定（※2）して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附金額は、H21：592,762千円、H22：678,682千円、H23：1,362,756千円、H24：960,711千円、H25：1,498,003千円

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

（法人寄附金見込額）

1,018,583千円 × 1.4 = 1,426,016千円（約1,426百万円）

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

159,330百万 ÷ 675,516百万円 × 100 = 23.6%

4. これらをもとに、国立研究開発法人に移行予定の31法人に係る減収見込額を算定する。

○ 国税分

$$\cdot \text{法人税} \quad 1,426 \text{百万円} \times 23.6\% \times 25.5\% \text{（税率）} \doteq 85.8 \text{百万円}$$

$$\cdot \text{地方法人税} \quad 85.8 \text{百万円} \times 4.4\% \doteq 3.8 \text{百万円}$$

※ 税額は、法人税額の4.4%（平成26年10月1日以降）。

○ 地方税分

$$\cdot \text{法人住民税} \quad 85.8 \text{百万円} \times 12.9\% \doteq 11.1 \text{百万円}$$

※ 税率は、総務省指定の率。

・事業税

(A. 法人事業税所得割（収入割）の減収額)

$$1,426 \text{百万円} \times 23.6\% \times 5.3\% \doteq 17.8 \text{百万円}$$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$$17.8 \text{百万円} \times 54.7\% \doteq 9.7 \text{百万円}$$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

$$17.8 \text{百万円} + 9.7 \text{百万円} \doteq 27.5 \text{百万円}$$

5. 以上、減収見込み額（指定寄附金化による）は、以下の通り。

○ 国税 : 85.8 百万円 + 3.8 百万円 ≈ 90 百万円

○ 地方税 : 11.1 百万円 + 27.5 百万円 ≈ 39 百万円

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成24年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表1参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたり寄附額(推計)(円)	表2の対応
a	~150万円	12,257	6.9%	384	33,329	—
b	~300万円	32,372	18.1%	1,213	39,471	あ
c	~500万円	28,131	15.7%	1,435	53,011	い
d	~800万円	25,735	14.4%	1,810	72,332	う
e	~1,000万円	10,535	5.9%	937	90,942	え
f	~2,000万円	32,433	18.1%	4,253	133,132	お
g	2,000万円~	37,387	20.9%	18,319	491,983	か
合計		178,850		28,349		
(※1) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある						
(※2) 1人あたり寄附額(推計)=寄附金控除額／人数+2,000円						

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	~195万円	5%
い	195万円~330万円	10%~97,500円
う	330万円~695万円	20%~427,500円
え	695万円~900万円	23%~636,000円
お	900万円~1800万円	33%~1,536,000円
か	1800万円~	40%~2,796,000円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（計算式）

税額控除額 - 所得控除額 = 各所得階層1人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定（基礎控除等で課税されないため）

b  $\{(39,471-2,000) \times 0.4\} - \{(39,471-2,000) \times 0.05\} = 13,115$  円

c  $\{(53,011-2,000) \times 0.4\} - \{(53,011-2,000) \times 0.1\} = 15,303$  円

d  $\{(72,332-2,000) \times 0.4\} - \{(72,332-2,000) \times 0.2\} = 14,066$  円

e  $\{(90,942-2,000) \times 0.4\} - \{(90,942-2,000) \times 0.23\} = 15,120$  円

f  $\{(133,132-2,000) \times 0.4\} - \{(133,132-2,000) \times 0.33\} = 9,179$  円

g  $\{(491,983-2,000) \times 0.4\} - \{(491,983-2,000) \times 0.4\} = 0$  円

※ gは、差額0円

国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、＜表1＞の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21: 19件、H22: 239件、H23: 224件、H24: 2,446件、H25: 1,440件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

予想寄附者数： $874 \times 1.8 \approx 1,573$ （人）となる。

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

a → 所得税非課税のため算出しない

b  $(1,573 \text{ 人} \times 18.1\%) \times 13,115$  円 = 3,734,011 円

c  $(1,573 \text{ 人} \times 15.7\%) \times 15,303$  円 = 3,779,244 円

d  $(1,573 \text{ 人} \times 14.4\%) \times 14,066$  円 = 3,186,118 円

e  $(1,573 \text{ 人} \times 5.9\%) \times 15,120$  円 = 1,403,242 円

f  $(1,573 \text{ 人} \times 18.1\%) \times 9,179$  円 = 2,613,381 円

g → 減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した 14,715,996 円 = 15百万円が減収見込額となる。



## 点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	文部科学省
税 目	法人税、所得税		
区 分	□新設	■拡充	■延長

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標の達成状 況	■達成されていない	□達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑤ 僅少・偏りの状況	■説明あり	□説明なし		
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	
租特の効果・達成目 標の実現状況の実績 把握				
⑨ ■把握あり	□把握なし			
租特の効果・達成目 標の実現状況の将来 予測				
⑩ ■予測あり	□予測なし			
税収減是認の効果の 実績確認				
⑪ ■説明あり	□説明なし			
税収減是認の効果の 将来見込み				
⑫ ■説明あり	□説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 稟特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
⑭ 他の政策手段との役 割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	

「○」:評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。

「◎」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消した  
もの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価  
書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書					
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税8) (所得税:外、法人税:義)			する。 具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までにGDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。
2	要望の内容	○我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフッティングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 -オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)。 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)。 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)。 -総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)。		《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内にGDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」	
3	担当部局	文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課			○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。
4	評価実施時期	平成26年9月			② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進 政策目標7-3 科学技術システム改革の先導
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置) ・平成26年税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変更する仕組み)に変更			③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内にGDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。(「日本再興戦略」改定2014) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押
6	適用又は延長期間	○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置) ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) ○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)			
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化			

			<p>し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション指向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>		<p>平成25年度 3,636(972)(見込み) 平成26年度 3,636(972)(見込み)</p> <p>&lt;中小企業基盤強化税制&gt; 平成22年度 4,029(4,026) 平成23年度 4,603(4,585) 平成24年度 4,706(4,686) 平成25年度 5,430(5,412)(見込み) 平成26年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt; 平成22年度 91(28) 平成23年度 91(27) 平成24年度 100(32) 平成25年度 100(32)(見込み) 平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)</p> <p>※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)</p> <p>(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)</p> <p>なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。</p> <p>平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。なお、平成25年度要望時は、総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算したものを記載していたため、総額型のみを抜</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績(うち中小企業分(資本金1億円以下)) ①減収額実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>&lt;総額型&gt; 平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円) 平成24年度 3,017億円(42億円) 平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み) 平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt; 平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円) 平成25年度 278億円(275億円)(見込み) 平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt; 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円) 平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み) 平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>②適用事業者(法人)数</p> <p>&lt;総額型&gt; 平成22年度 2,611(504) 平成23年度 2,793(705) 平成24年度 3,297(842)</p>		

		<p>粹し記載した。)</p> <p>平成24年度見込み(総額型) 2,992事業年度 3,639億円 平成25年度見込み(〃) 3,135事業年度 4,052億円</p> <p>※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省) 平成24年度(実績) 総額型 3,297事業年度 3,017億円</p> <p>平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。</p> <p>○将来推計(平成27年度)            ・総額型 3,636／事業年度 461,786百万円            ・中小企業技術基盤強化税制 5,430／事業年度 27,846百万円            ・オープンイノベーション型 373／事業年度 2,749百万円            試算根拠:別紙②参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>適用企業数</th><th>適用金額(百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・総額型</td><td>3,636／事業年度</td><td>475,640百万円</td></tr> <tr> <td>・中小企業技術基盤強化税制</td><td>5,430／事業年度</td><td>28,681百万円</td></tr> <tr> <td>・オープンイノベーション型</td><td>373／事業年度</td><td>2,831百万円</td></tr> <tr> <td>平成29年度</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・総額型</td><td>3,636／事業年度</td><td>489,909百万円</td></tr> <tr> <td>・中小企業技術基盤強化税制</td><td>5,430／事業年度</td><td>29,541百万円</td></tr> <tr> <td>・オープンイノベーション型</td><td>373／事業年度</td><td>2,916百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※総額型は、控除上限の引下げ措置(法人税額の30%)の延長のため、将来推計(平成27年度)は、平成26年度見込み(別紙①)と同数とした。    ※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。    (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>○利用業種 (総額型控除上限20%→30%適用企業) 平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】</p>		適用企業数	適用金額(百万円)	平成28年度			・総額型	3,636／事業年度	475,640百万円	・中小企業技術基盤強化税制	5,430／事業年度	28,681百万円	・オープンイノベーション型	373／事業年度	2,831百万円	平成29年度			・総額型	3,636／事業年度	489,909百万円	・中小企業技術基盤強化税制	5,430／事業年度	29,541百万円	・オープンイノベーション型	373／事業年度	2,916百万円
	適用企業数	適用金額(百万円)																											
平成28年度																													
・総額型	3,636／事業年度	475,640百万円																											
・中小企業技術基盤強化税制	5,430／事業年度	28,681百万円																											
・オープンイノベーション型	373／事業年度	2,831百万円																											
平成29年度																													
・総額型	3,636／事業年度	489,909百万円																											
・中小企業技術基盤強化税制	5,430／事業年度	29,541百万円																											
・オープンイノベーション型	373／事業年度	2,916百万円																											

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)  
平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

②	減収額	○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下)) <総額型>
---	-----	-------------------------------------

-263-

		<p>平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円) 平成24年度 3,017億円(42億円)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt; 平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円)</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt; 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計 平成27年度 総額型 ▲562億円 オープンイノベーション型 ▲ 27億円</p> <p>(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>※平成27年度推計の根拠 総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業についても、平成26年度中小企業基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)</p> <p>※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入</p>
--	--	---

		<p>(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>『政策目的の実現状況』(分析対象期間:平成19年～平成29年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2007</th><th>2008</th><th>2009</th><th>2010</th><th>2011</th><th>2012</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td><td>3.21</td><td>3.36</td><td>3.56</td><td>3.74</td><td>4.04</td><td>4.36</td></tr> <tr> <td>日本</td><td>3.46</td><td>3.47</td><td>3.36</td><td>3.25</td><td>3.38</td><td>3.35</td></tr> <tr> <td>アメリカ</td><td>2.63</td><td>2.77</td><td>2.82</td><td>2.74</td><td>2.76</td><td>2.79</td></tr> <tr> <td>ドイツ</td><td>2.53</td><td>2.69</td><td>2.82</td><td>2.80</td><td>2.89</td><td>2.98</td></tr> <tr> <td>フランス</td><td>2.08</td><td>2.12</td><td>2.27</td><td>2.24</td><td>2.25</td><td>2.29</td></tr> <tr> <td>イギリス</td><td>1.75</td><td>1.75</td><td>1.82</td><td>1.77</td><td>1.78</td><td>1.73</td></tr> <tr> <td>中国</td><td>1.40</td><td>1.47</td><td>1.70</td><td>1.76</td><td>1.84</td><td>1.98</td></tr> <tr> <td>ロシア</td><td>1.12</td><td>1.04</td><td>1.25</td><td>1.13</td><td>1.09</td><td>1.12</td></tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p>今後の達成予測&gt; 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、主要国の研究開発税制とのイコールフットティングを確保することを通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げができるものと考えられる。</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																											
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																											
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																											
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																											
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																											
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																											
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																											
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																											
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																											

		<p>『租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況』(分析対象期間:平成19年～平成29年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2007</th><th>2008</th><th>2009</th><th>2010</th><th>2011</th><th>2012</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td><td>2.45</td><td>2.53</td><td>2.64</td><td>2.80</td><td>3.09</td><td>3.40</td></tr> <tr> <td>日本</td><td>2.70</td><td>2.72</td><td>2.54</td><td>2.49</td><td>2.60</td><td>2.57</td></tr> <tr> <td>アメリカ</td><td>1.86</td><td>1.97</td><td>1.96</td><td>1.87</td><td>1.89</td><td>1.95</td></tr> <tr> <td>ドイツ</td><td>1.77</td><td>1.86</td><td>1.91</td><td>1.88</td><td>1.96</td><td>2.02</td></tr> <tr> <td>フランス</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.40</td><td>1.42</td><td>1.44</td><td>1.48</td></tr> <tr> <td>イギリス</td><td>1.09</td><td>1.09</td><td>1.10</td><td>1.08</td><td>1.13</td><td>1.10</td></tr> <tr> <td>中国</td><td>1.01</td><td>1.08</td><td>1.25</td><td>1.29</td><td>1.39</td><td>1.51</td></tr> <tr> <td>ロシア</td><td>0.72</td><td>0.66</td><td>0.78</td><td>0.68</td><td>0.66</td><td>0.66</td></tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p>＜今後の達成予測＞</p> <p>主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、主要国的研究開発税制とのイコールフッティングを確保することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>『租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかつた場合の影響』</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。</p> <p>『税収減を是認するような効果の有無』(分析対象期間:平成19年～平成29年)</p> <p>日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年内に對GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を對GDP比の4%以上にする」の達成に向けて、過去及び将来において、以下の効</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40	日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57	アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95	ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02	フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48	イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10	中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51	ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66		<p>果が期待される。</p> <p>なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円。(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)</p> <p>また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。</p> <p>○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで)</p> <p>現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国的研究開発税制とのイコールフッティングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることができると期待できる。日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%)</li> <li>・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受料を対象化)</li> </ul> <p>我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分) <ul style="list-style-type: none"> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</li> </ul> </li> <li>・研究開発投資押上げ額 1,309億円 <ul style="list-style-type: none"> <li>↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)</li> </ul> </li> <li>・単年度の減収(562億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果:5,627億円、②雇用創出効果:約6.7万人、③税収効果:約927億円</li> </ul>
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																													
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40																																																													
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57																																																													
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95																																																													
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02																																																													
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48																																																													
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10																																																													
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51																																																													
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66																																																													

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充)           <ul style="list-style-type: none"> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</li> </ul> </li> <li>・研究開発投資押上げ額 63億円           <ul style="list-style-type: none"> <li>↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算)</li> </ul> </li> <li>・単年度の減収(27億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果:270億円、②雇用創出効果:約0.3万人、③税収効果:約44億円</li> </ul> <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 税制特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最底)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p>

		<p>(参考)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">主要国での研究開発税制の動向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5"> <p>○各国は研究開発税制の拡大競争を実施。</p> <p>○OECD加盟国で比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみの制度であったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみの国はない。</p> <p>○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみの国はない。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;"> </td></tr> <tr> <td> <b>英国</b>  <b>恒久措置</b>            法人税法            2008 大企業向け追加措置を導入            2009～2012 中小企業向け追加措置を導入            2013 大企業向けの税額控除制度の導入         </td><td> <b>仏国</b>  <b>恒久措置</b>            フランス税法            2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設         </td><td> <b>韓国</b>  <b>恒久措置</b>  <b>※重点分野は時限措置</b>            税額特例制限法            2008 重点分野(新成長動力及び資源技術研究開発)に対する税額控除を創設            2013 中堅企業の转型を目的とした税額控除を適用         </td><td> <b>中国</b>  <b>恒久措置</b>            法人所得税法            2013 対象範囲に設備の保守、管理費用や新規の研究・製造に関する勘定試験費を追加         </td><td> <b>米国</b>  <b>時限措置</b>            内国歳入法            ※2014年3月に公表された予算案書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引き上げについて記載。         </td></tr> <tr> <td colspan="5">           1999年時点 増加型 総額型            現行制度 総額型         </td></tr> <tr> <td colspan="5">           1999年時点 総額型と増加型の選択            現行制度 ①重点分野: 総額型            ②非重点分野: 総額型と増加型の選択制         </td></tr> <tr> <td colspan="5">           1999年時点 総額型            現行制度 総額型         </td></tr> <tr> <td colspan="5">           1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制            現行制度 ①重点分野: 総額型            ②非重点分野: 総額型と増加型の併用をもつた制度。         </td></tr> </tbody> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECDの調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は2.4%であり、OECD平均5.0%の約半分と低水準)</p> <p>すなわち、いまだに少からぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与える税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に</p>	主要国での研究開発税制の動向					<p>○各国は研究開発税制の拡大競争を実施。</p> <p>○OECD加盟国で比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみの制度であったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみの国はない。</p> <p>○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみの国はない。</p>										<b>英国</b> <b>恒久措置</b> 法人税法 2008 大企業向け追加措置を導入 2009～2012 中小企業向け追加措置を導入 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	<b>仏国</b> <b>恒久措置</b> フランス税法 2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	<b>韓国</b> <b>恒久措置</b> <b>※重点分野は時限措置</b> 税額特例制限法 2008 重点分野(新成長動力及び資源技術研究開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の转型を目的とした税額控除を適用	<b>中国</b> <b>恒久措置</b> 法人所得税法 2013 対象範囲に設備の保守、管理費用や新規の研究・製造に関する勘定試験費を追加	<b>米国</b> <b>時限措置</b> 内国歳入法 ※2014年3月に公表された予算案書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引き上げについて記載。	1999年時点 増加型 総額型 現行制度 総額型					1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野: 総額型 ②非重点分野: 総額型と増加型の選択制					1999年時点 総額型 現行制度 総額型					1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ①重点分野: 総額型 ②非重点分野: 総額型と増加型の併用をもつた制度。				
主要国での研究開発税制の動向																																										
<p>○各国は研究開発税制の拡大競争を実施。</p> <p>○OECD加盟国で比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみの制度であったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみの国はない。</p> <p>○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみの国はない。</p>																																										
<b>英国</b> <b>恒久措置</b> 法人税法 2008 大企業向け追加措置を導入 2009～2012 中小企業向け追加措置を導入 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	<b>仏国</b> <b>恒久措置</b> フランス税法 2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	<b>韓国</b> <b>恒久措置</b> <b>※重点分野は時限措置</b> 税額特例制限法 2008 重点分野(新成長動力及び資源技術研究開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の转型を目的とした税額控除を適用	<b>中国</b> <b>恒久措置</b> 法人所得税法 2013 対象範囲に設備の保守、管理費用や新規の研究・製造に関する勘定試験費を追加	<b>米国</b> <b>時限措置</b> 内国歳入法 ※2014年3月に公表された予算案書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引き上げについて記載。																																						
1999年時点 増加型 総額型 現行制度 総額型																																										
1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野: 総額型 ②非重点分野: 総額型と増加型の選択制																																										
1999年時点 総額型 現行制度 総額型																																										
1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ①重点分野: 総額型 ②非重点分野: 総額型と増加型の併用をもつた制度。																																										

## 平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

			取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
	③ 地方公共団体が協力する相当性		地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。そこで、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解		アジアをはじめとする新興国との競争で相当の部分で劣勢に立たされつある現状を考えれば、我が国にとっては先んじた技術の開発こそが国力の源泉である。これを支える本施策の維持強化をはかることが必須と考える。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

## ○租税特別措置法の適用実態調査(財務省: 平成 24 年度実績)

総額型: 適用件数: 3,297 (うち中小企業: 842)

適用総額: 301,673 百万円 (うち中小企業: 4,163 百万円)

中小企業技術基盤強化税制: 適用件数: 4,706 (うち中小企業: 4,686)

適用総額: 21,164 百万円 (うち中小企業: 20,901 百万円)

オープンイノベーション型: 平成 23 年度適用件数: 91 (27)

平成 23 年度適用総額: 41 百万円 (8)

平成 24 年度適用件数: 100 (32)

平成 24 年度適用総額: 63 百万円 (4)

## ○平成 26 年度経済産業省アンケート調査(大企業) (平成 24 年度実績)

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数: 497 (租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率: 15.07%)

適用総額: 183,271 百万円 (カバー率: 60.75%)

(平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算)

平成 25 年度集計結果 適用件数: 548

適用総額: 280,535 百万円

平成 25 年度推計件数:  $548 \div 15.07\% = 3,636$ 総額:  $280,535 \text{ 百万円} \div 60.75\% = 461,786 \text{ 百万円}$ 

うち、中小企業分 (平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査 (平成 24 年度実績))

総額型 平成 24 年度集計結果: 適用件数: 142 (カバー率: 16.86%)

適用総額: 647 (カバー率: 15.54%)

平成 25 年度集計結果 適用件数: 164

適用総額: 746 百万円

平成 25 年度推計件数:  $164 \div 16.86\% = 972$ 総額:  $746 \text{ 百万円} \div 15.54\% = 4,801 \text{ 百万円}$ 

オープンイノベーション型: 平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないとこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

## ○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査 (平成 24 年度実績)

平成 24 年度集計結果: 適用件数: 142 (カバー率: 3.02%)

適用総額: 658 (カバー率: 3.11%)

平成 25 年度集計結果 適用件数: 164

適用総額: 866 百万円

平成 25 年度推計件数:  $164 \div 3.02\% = 5,430$ 総額:  $866 \text{ 百万円} \div 3.11\% = 27,846 \text{ 百万円}$ 

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果: 適用件数: 142 (カバー率: 3.03%)

適用総額: 658 (カバー率: 3.15%)

平成 25 年度集計結果 適用件数: 164

適用総額: 866 百万円

平成 25 年度推計件数:  $164 \div 3.03\% = 5,412$ 総額:  $866 \text{ 百万円} \div 3.15\% = 27,509 \text{ 百万円}$

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における  
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

（大企業）

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等 : } 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{= 310 \text{百万円}}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合  
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について）

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的で支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32)/64+68}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

#### オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4)/33+59}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。  
カバー率 : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9%

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32)/64+68}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充	府省名	文部科学省
税目	法人住民税		
区分	□新設	■拡充	■延長

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	■達成されていない	□達成されている	□説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	
④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑤ 僅少・偏りの状況	■説明あり	□説明なし		
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	□予測なし
⑦ 減収額の実績把握	■定量化	□定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化	□定量化(根拠なし)	□予測なし	
租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	■把握あり	□把握なし		
租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	■予測あり	□予測なし		
税収減是認の効果の実績確認	■説明あり	□説明なし		
税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり	□説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑯ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
⑰ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書					税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引き上げるとともに、 ②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ (2年間の時限措置) 平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変更する仕組み)に変更	
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充(地方税11)(法人住民税:義)			6	適用又は延長期間 ○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置) ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受料を対象化) ○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度概要           <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> </li> <li>要望内容           <p>我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットプリントを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)</li> <li>・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受料を対象化)</li> </ul> </li> <li>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)</li> </ul> </li> </ul>	7	必要性等 ①政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までにGDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。 《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内にGDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上に		
3	担当部局	文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課				
4	評価実施時期	平成26年9月				
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充				

		<p>するとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講べき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>		<p>ーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進</p> <p>政策目標 7-3 科学技術システム改革の先導</p>	8 有効性等 ①	<p>国税及び地方税における中小企業者利用実績</p> <p>平成20年度 4, 899件</p> <p>平成21年度 3, 807件</p> <p>平成22年度 4, 530件</p> <p>平成23年度 5, 290件</p> <p>平成24年度 5, 528件</p> <p>【平成 20～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」</p> <p>平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成 18 年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>○国税利用実績</p> <p>①減収額実績 ( )内が中小企業者分(資本金1億円以下)</p> <p>&lt;総額型&gt;</p> <p>平成22年度 3, 337億円(16億円)</p> <p>平成23年度 2, 848億円(45億円)</p> <p>平成24年度 3, 017億円(42億円)</p> <p>平成25年度 4, 618億円(48億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 4, 618億円(48億円)(見込み)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;</p> <p>平成22年度 165億円(164億円)</p> <p>平成23年度 224億円(222億円)</p> <p>平成24年度 212億円(209億円)</p> <p>平成25年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt;</p> <p>平成22年度 0. 6億円(0億円)</p> <p>平成23年度 0. 4億円(0. 1億円)</p> <p>平成24年度 0. 6億円(0億円)</p> <p>平成25年度 0. 6億円(0億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 0. 6億円(0億円)(見込み)</p> <p>②適用事業者(法人)数</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。</p> <p>あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。(日本再興戦略改定2014)</p> <p>また、中小企業者は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業者が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業者の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じて我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 26 年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーション</p>		

		<p>&lt;総額型&gt;</p> <p>平成22年度 2, 611(504)</p> <p>平成23年度 2, 793(705)</p> <p>平成24年度 3, 297(842)</p> <p>平成25年度 3, 636(972)(見込み)</p> <p>平成26年度 3, 636(972)(見込み)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;</p> <p>平成22年度 4, 029(4, 026)</p> <p>平成23年度 4, 603(4, 585)</p> <p>平成24年度 4, 706(4, 686)</p> <p>平成25年度 5, 430(5, 412)(見込み)</p> <p>平成26年度 5, 430(5, 412)(見込み)</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt;</p> <p>平成22年度 91(28)</p> <p>平成23年度 91(27)</p> <p>平成24年度 100(32)</p> <p>平成25年度 100(32)(見込み)</p> <p>平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>○地方税影響額実績</p> <p>平成23年度 43億円</p> <p>平成24年度 43億円</p> <p>平成25年度 43億円(見込み)</p> <p>平成26年度 43億円(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)</p> <p>※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)</p> <p>(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した</p>			<p>数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)</p> <p>なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないと過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。</p> <p>平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算し、中小企業者分のみを算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度見込み           <ul style="list-style-type: none"> <li>3, 783件 12, 032百万円(国税)</li> <li>3, 783件 2, 082百万円(地方税)</li> </ul> </li> <li>・平成25年度見込み           <ul style="list-style-type: none"> <li>3, 783件 12, 594百万円(国税)</li> <li>3, 783件 2, 179百万円(地方税)</li> </ul> </li> </ul> <p>※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)</p> <p>平成24年度(実績) 5, 528件 25, 064百万円(国税)</p> <p>※平成25年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)</p> <p>平成24年度(実績) 影響額 4, 252百万円(地方税)</p> <p>平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。</p> <p>○将来推計</p> <p>平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総額型           <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;国税における減収額&gt;(別紙①、別紙②参照)               <ul style="list-style-type: none"> <li>件数 3, 636(972)</li> <li>事業年度 461, 786百万円(4, 801百万円)</li> </ul> </li> <li>&lt;地方税における減収額&gt;(別紙③参照)               <ul style="list-style-type: none"> <li>事業年度 619百万円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・中小企業技術基盤強化税制           <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;国税における減収額&gt;(別紙①、別紙②参照)               <ul style="list-style-type: none"> <li>件数 5, 430(5, 412)</li> <li>事業年度 27, 846百万円(27, 509百万円)</li> </ul> </li> <li>&lt;地方税における減収額&gt;(別紙③参照)               <ul style="list-style-type: none"> <li>事業年度 3, 549百万円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
--	--	---	--	--	---

		<p>・オープンイノベーション型 ＜国税における減収額＞(別紙①、別紙②参照) 件数 373(115) 事業年度 2,749百万円(310百万円) ＜地方税における減収額＞(別紙③参照) 事業年度 40百万円</p> <p>平成28年度 ・総額型 ＜国税における減収額＞ 件数 3,636(972) 事業年度 475,640百万円(4,945百万円) ＜地方税における減収額＞ 事業年度 638百万円 ・中小企業技術基盤強化税制 ＜国税における減収額＞ 件数 5,430(5,412) 事業年度 28,681百万円(28,334百万円) ＜地方税における減収額＞ 事業年度 3,655百万円</p> <p>・オープンイノベーション型 ＜国税における減収額＞ 件数 373(115) 事業年度 2,831百万円(319百万円) ＜地方税における減収額＞ 事業年度 41百万円</p> <p>平成29年度 ・総額型 ＜国税における減収額＞ 件数 3,636(972) 事業年度 489,909百万円(5,093百万円) ＜地方税における減収額＞ 事業年度 657百万円 ・中小企業技術基盤強化税制 ＜国税における減収額＞ 件数 5,430(5,412) 事業年度 29,541百万円(29,184百万円) ＜地方税における減収額＞ 事業年度 3,765百万円</p>
--	--	---

		<p>・オープンイノベーション型 ＜国税における減収額＞ 件数 373(115) 事業年度 2,916百万円(329百万円) ＜地方税における減収額＞ 事業年度 42百万円</p> <p>※平成 28、29 年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成 27 年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目 GDP が毎年 3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成 27 年度見込みの 103%に相当する額、平成 29 年度についても平成 28 年度見込みの 103%に相当する額とした。 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>○利用業種 (総額型控除上限 20%→30%適用企業) 平成 25 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1"><thead><tr><th>業種名</th><th>適用企業数</th><th>(うち中小企業)</th></tr></thead><tbody><tr><td>総計</td><td>2919</td><td>1893</td></tr><tr><td>化学</td><td>423</td><td>237</td></tr><tr><td>電気機器</td><td>366</td><td>203</td></tr><tr><td>精密機器</td><td>243</td><td>174</td></tr><tr><td>医薬品</td><td>224</td><td>116</td></tr><tr><td>食料品</td><td>190</td><td>145</td></tr><tr><td>輸送用機器</td><td>152</td><td>58</td></tr><tr><td>機械</td><td>136</td><td>87</td></tr><tr><td>非鉄金属</td><td>102</td><td>58</td></tr><tr><td>金属製品</td><td>102</td><td>87</td></tr><tr><td>建設業</td><td>73</td><td>29</td></tr><tr><td>鉄鋼</td><td>73</td><td>58</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>63</td><td>58</td></tr><tr><td>その他</td><td>772</td><td>581</td></tr></tbody></table> <p>平成 26 年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成 26 年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成 (オープンイノベーション型)</p>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	2919	1893	化学	423	237	電気機器	366	203	精密機器	243	174	医薬品	224	116	食料品	190	145	輸送用機器	152	58	機械	136	87	非鉄金属	102	58	金属製品	102	87	建設業	73	29	鉄鋼	73	58	卸売業	63	58	その他	772	581
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																													
総計	2919	1893																																													
化学	423	237																																													
電気機器	366	203																																													
精密機器	243	174																																													
医薬品	224	116																																													
食料品	190	145																																													
輸送用機器	152	58																																													
機械	136	87																																													
非鉄金属	102	58																																													
金属製品	102	87																																													
建設業	73	29																																													
鉄鋼	73	58																																													
卸売業	63	58																																													
その他	772	581																																													

		<p>平成 24 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。</p> <p><b>【オープンイノベーション型 業種別内訳】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th><th>適用企業数</th><th>(うち中小企業)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td><td>100</td><td>32</td></tr> <tr> <td>食料品</td><td>6</td><td>0</td></tr> <tr> <td>化学工業</td><td>12</td><td>2</td></tr> <tr> <td>窯業・土石製品</td><td>3</td><td>1</td></tr> <tr> <td>機械製造業</td><td>5</td><td>2</td></tr> <tr> <td>電気機械器具</td><td>8</td><td>3</td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td>11</td><td>5</td></tr> <tr> <td>小売業</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr> <td>運輸通信公益事業</td><td>4</td><td>0</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td>13</td><td>8</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>35</td><td>8</td></tr> </tbody> </table> <p>財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より</p>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	100	32	食料品	6	0	化学工業	12	2	窯業・土石製品	3	1	機械製造業	5	2	電気機械器具	8	3	卸売業	11	5	小売業	3	3	運輸通信公益事業	4	0	サービス業	13	8	その他	35	8		<p>平成20年度 2. 4億円 平成21年度 1. 0億円 平成22年度 1. 7億円 平成23年度 2. 1億円 平成24年度 2. 3億円</p> <p>(参考)減収額実績額(うち、税法上の中小企業分) 平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円( 6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円) 平成24年度 266億円[増加型173億円、高水準型93億円](14億円)</p> <p>【平成 20~22 年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 平成 23~24 年度:財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(減収額の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について 国税及び地方税における中小企業利用実績 平成20年度 4, 899件 平成21年度 3, 807件 平成22年度 4, 530件 平成23年度 5, 290件 平成24年度 5, 528件</p> <p>【平成 20~22 年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 平成 23~24 年度:財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型利用実績 平成23年度 1, 228件 平成24年度 1, 447件</p> <p>○高水準型利用実績 平成23年度 83件</p>
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																						
総計	100	32																																						
食料品	6	0																																						
化学工業	12	2																																						
窯業・土石製品	3	1																																						
機械製造業	5	2																																						
電気機械器具	8	3																																						
卸売業	11	5																																						
小売業	3	3																																						
運輸通信公益事業	4	0																																						
サービス業	13	8																																						
その他	35	8																																						
② 減収額		<p>1. 減収額について ○地方税における減収額 影響額実績 平成20年度 43億円 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 平成23年度 43億円 平成24年度 43億円</p> <p>【平成 20~22 年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 平成 23~24 年度:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】</p> <p>(参考)国税における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成20年度 2, 881億円(246億円) 平成21年度 2, 565億円(131億円) 平成22年度 3, 726億円(174億円) 平成23年度 3, 395億円(234億円) 平成24年度 3, 952億円(223億円)</p> <p>○増加型・高水準型における減収額 減収額実績</p>																																						

		<p>平成24年度 81件</p> <p>【平成 23~24 年度:財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>○将来推計</p> <p>平成27年度</p> <p>総額型 ▲562億円(▲12.4億円)</p> <p>オープンイノベーション型 ▲27億円(▲3.1億円)</p> <p>(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>※平成 27 年度推計の根拠</p> <p>総額型については、平成 26 年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業者についても、平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成 25 年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)</p> <p>※オープンイノベーション型についても、平成 26 年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成 25 年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成 25 年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)</p> <p>なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成 25 年度知的財産活動調査」によると、資本金が 1 億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金 1 億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641 百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の 1/10 程度と仮定すると 164 百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算</p>
--	--	--

		<p>に含めないこととした。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>『政策目的の実現状況』(分析対象期間:平成 19 年～平成 29 年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国との対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2007</th><th>2008</th><th>2009</th><th>2010</th><th>2011</th><th>2012</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td><td>3.21</td><td>3.36</td><td>3.56</td><td>3.74</td><td>4.04</td><td>4.36</td></tr> <tr> <td>日本</td><td>3.46</td><td>3.47</td><td>3.36</td><td>3.25</td><td>3.38</td><td>3.35</td></tr> <tr> <td>アメリカ</td><td>2.63</td><td>2.77</td><td>2.82</td><td>2.74</td><td>2.76</td><td>2.79</td></tr> <tr> <td>ドイツ</td><td>2.53</td><td>2.69</td><td>2.82</td><td>2.80</td><td>2.89</td><td>2.98</td></tr> <tr> <td>フランス</td><td>2.08</td><td>2.12</td><td>2.27</td><td>2.24</td><td>2.25</td><td>2.29</td></tr> <tr> <td>イギリス</td><td>1.75</td><td>1.75</td><td>1.82</td><td>1.77</td><td>1.78</td><td>1.73</td></tr> <tr> <td>中国</td><td>1.40</td><td>1.47</td><td>1.70</td><td>1.76</td><td>1.84</td><td>1.98</td></tr> <tr> <td>ロシア</td><td>1.12</td><td>1.04</td><td>1.25</td><td>1.13</td><td>1.09</td><td>1.12</td></tr> </tbody> </table> <p>*2012 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の 8カ国</p> <p>(出典:OECD『Main Science and Technology Indicators』)</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成 24 年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p>＜今後の達成予測＞</p> <p>主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げができるものと考えられる。</p> <p>『租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況』(分析対象期間:平成 19 年～平成 29 年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>○主要国との対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2007</th><th>2008</th><th>2009</th><th>2010</th><th>2011</th><th>2012</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td><td>2.45</td><td>2.53</td><td>2.64</td><td>2.80</td><td>3.09</td><td>3.40</td></tr> </tbody> </table>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																																									
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																																									
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																																									
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																																									
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																																									
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																																									
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																																									
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																																									
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																																									
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																																									
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40																																																																									

			<table border="1"> <tr><td>日本</td><td>2.70</td><td>2.72</td><td>2.54</td><td>2.49</td><td>2.60</td><td>2.57</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>1.86</td><td>1.97</td><td>1.96</td><td>1.87</td><td>1.89</td><td>1.95</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>1.77</td><td>1.86</td><td>1.91</td><td>1.88</td><td>1.96</td><td>2.02</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>1.31</td><td>1.33</td><td>1.40</td><td>1.42</td><td>1.44</td><td>1.48</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.09</td><td>1.09</td><td>1.10</td><td>1.08</td><td>1.13</td><td>1.10</td></tr> <tr><td>中国</td><td>1.01</td><td>1.08</td><td>1.25</td><td>1.29</td><td>1.39</td><td>1.51</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>0.72</td><td>0.66</td><td>0.78</td><td>0.68</td><td>0.66</td><td>0.66</td></tr> </table> <p>*2012 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の8カ国      (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)      &lt;今後の達成予測&gt;      主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限(法人税額の30%)の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。      &lt;租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響&gt;      リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。      加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的なイノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。      『税収減を是認するような効果の有無』(分析対象期間:平成 19 年～平成 29 年)      日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。      なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 26 年度経済産業省アンケート調査でも、約 75% の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。      上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33 倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、国税における平成 24 年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029 億円(平成 24 年度総額型実績 301673 百万円 × 2.33 倍 = 702898 百万円)。同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成 24 年度における研究開発投資押し上げ額は、99 億円(平成 24 年度影響額 4,252 百万円 × 2.33)。また押し上げ効果として、平成 24 年度の 12.2 兆円(平成 24 年度実績)は約 5.8% 押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の</p>	日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57	アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95	ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02	フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48	イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10	中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51	ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66		<p>増加に貢献したといえる。</p> <p>○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成 28 年度まで)      現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国的研究開発税制とのイコールフッティングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることができることが期待でき、日本再興戦略に明示された 3 年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)      ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%)      ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)</p> <p>我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)(中小企業者:12.4億円)【地方税:1.6億円】             <ul style="list-style-type: none"> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</li> </ul> </li> <li>・研究開発投資押上げ額 1,309億円(中小企業者:29億円)             <ul style="list-style-type: none"> <li>【地方税 3.7億円】                     <ul style="list-style-type: none"> <li>↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・単年度の減収(562億円分(中小企業者:12.4億円))が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす             <ul style="list-style-type: none"> <li>①GDP押上げ効果:5,627億円(中小企業者:124億円)【地方税:16億円】</li> <li>②雇用創出効果:約 6.7 万人(中小企業者:約 1,500 人)【地方税:約 190 人】</li> <li>③税収効果:約 927 億円(中小企業者:約 20 億円)【地方税:約 2.6 億円】</li> </ul> </li> <li>・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充)(中小企業者:3.1億円)【地方税0.4億円】             <ul style="list-style-type: none"> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</li> </ul> </li> <li>・研究開発投資押上げ額 63億円             <ul style="list-style-type: none"> <li>↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算)</li> </ul> </li> </ul>
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57																																																
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95																																																
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02																																																
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48																																																
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10																																																
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51																																																
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66																																																

		<p>・単年度の減収(27億円分(中小企業者:3.1億円))が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす</p> <p>①GDP押上げ効果: 270億円(中小企業者:31億円)【地方税:4億円】</p> <p>②雇用創出効果: 約0.3万人(中小企業者:約340人)【地方税:約44人】</p> <p>③税収効果: 約44億円(中小企業者:約5.1億円)【地方税:約0.7億円】</p> <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>①租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果があり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p>

(参考)																											
○各国は研究開発税制の拡大競争を実施。																											
○OECD加盟国で比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみの制度であったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国の中うち増加型のみの国はない。																											
○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみの国はない。																											
主要国での研究開発税制の動向																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>特徴</th> <th>変遷</th> <th>現行制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英國</td> <td>恒久措置 法人税法</td> <td>2008 大企業用に設備投資費を上乗して(20%→20%) 2010→2011 中小企業用に設備投資費を上乗して(5%→7%、2005fy→100%、2011fy→125%、2012fy) 2013 大企業向けに税控除額を引き上げる</td> <td>1999年時点 増加型 現行制度 増加型</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>恒久措置 法人税法</td> <td>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して70%の税額控除の創設</td> <td>1999年時点 増加型 現行制度 増加型</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>恒久措置 ※重难点は 時限措置 租税特例制度法</td> <td>2008 重难点・新成に勧め及び源泉技術研究開発に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇扣除率を適用(以前は、大企業と同率) ※2014年3月に公表された税務税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針</td> <td>1999年時点 増加型と増加型の選択分野 現行制度 重点分野、税額控除型と増加型の選択制</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>恒久措置 法人所得税法</td> <td>2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関する臨床試験費等を追加</td> <td>現行制度 増加型</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>時限措置 内国歳入法</td> <td>※2014年3月に公表された予算概算では、税額控除制度の拡大及び税務署の引上げについて記載。</td> <td>1999年時点 和議をハイブリッドの選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※ 増加型と税額控除型の特徴をもつた制度。</td> </tr> </tbody> </table>				国	特徴	変遷	現行制度	英國	恒久措置 法人税法	2008 大企業用に設備投資費を上乗して(20%→20%) 2010→2011 中小企業用に設備投資費を上乗して(5%→7%、2005fy→100%、2011fy→125%、2012fy) 2013 大企業向けに税控除額を引き上げる	1999年時点 増加型 現行制度 増加型	仏国	恒久措置 法人税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して70%の税額控除の創設	1999年時点 増加型 現行制度 増加型	韓国	恒久措置 ※重难点は 時限措置 租税特例制度法	2008 重难点・新成に勧め及び源泉技術研究開発に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇扣除率を適用(以前は、大企業と同率) ※2014年3月に公表された税務税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針	1999年時点 増加型と増加型の選択分野 現行制度 重点分野、税額控除型と増加型の選択制	中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関する臨床試験費等を追加	現行制度 増加型	米国	時限措置 内国歳入法	※2014年3月に公表された予算概算では、税額控除制度の拡大及び税務署の引上げについて記載。	1999年時点 和議をハイブリッドの選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※ 増加型と税額控除型の特徴をもつた制度。
国	特徴	変遷	現行制度																								
英國	恒久措置 法人税法	2008 大企業用に設備投資費を上乗して(20%→20%) 2010→2011 中小企業用に設備投資費を上乗して(5%→7%、2005fy→100%、2011fy→125%、2012fy) 2013 大企業向けに税控除額を引き上げる	1999年時点 増加型 現行制度 増加型																								
仏国	恒久措置 法人税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して70%の税額控除の創設	1999年時点 増加型 現行制度 増加型																								
韓国	恒久措置 ※重难点は 時限措置 租税特例制度法	2008 重难点・新成に勧め及び源泉技術研究開発に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇扣除率を適用(以前は、大企業と同率) ※2014年3月に公表された税務税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針	1999年時点 増加型と増加型の選択分野 現行制度 重点分野、税額控除型と増加型の選択制																								
中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関する臨床試験費等を追加	現行制度 増加型																								
米国	時限措置 内国歳入法	※2014年3月に公表された予算概算では、税額控除制度の拡大及び税務署の引上げについて記載。	1999年時点 和議をハイブリッドの選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※ 増加型と税額控除型の特徴をもつた制度。																								
<p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECDの調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4% であり、OECD平均 5.0% の約半分と低水準)</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与える税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することによるオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に</p>																											

## 平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

			取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
	③ 地方公共団体が協力する相当性		地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。そこで、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解		アジアをはじめとする新興国との競争で相当の部分で劣勢に立たされつある現状を考えれば、我が国にとっては先んじた技術の開発こそが国力の源泉である。これを支える本施策の維持強化をはかることが必須と考える。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

## ○租税特別措置法の適用実態調査(財務省: 平成 24 年度実績)

総額型: 適用件数: 3,297 (うち中小企業: 842)

適用総額: 301,673 百万円 (うち中小企業: 4,163 百万円)

中小企業技術基盤強化税制: 適用件数: 4,706 (うち中小企業: 4,686)

適用総額: 21,164 百万円 (うち中小企業: 20,901 百万円)

オープンイノベーション型: 平成 23 年度適用件数: 91 (27)

平成 23 年度適用総額: 41 百万円 (8)

平成 24 年度適用件数: 100 (32)

平成 24 年度適用総額: 63 百万円 (4)

## ○平成 26 年度経済産業省アンケート調査(大企業) (平成 24 年度実績)

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数: 497 (租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率: 15.07%)

適用総額: 183,271 百万円 (カバー率: 60.75%)

(平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算)

平成 25 年度集計結果 適用件数: 548

適用総額: 280,535 百万円

平成 25 年度推計件数:  $548 \div 15.07\% = 3,636$ 総額:  $280,535 \text{ 百万円} \div 60.75\% = 461,786 \text{ 百万円}$ 

うち、中小企業分 (平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査 (平成 24 年度実績))

総額型 平成 24 年度集計結果: 適用件数: 142 (カバー率: 16.86%)

適用総額: 647 (カバー率: 15.54%)

平成 25 年度集計結果 適用件数: 164

適用総額: 746 百万円

平成 25 年度推計件数:  $164 \div 16.86\% = 972$ 総額:  $746 \text{ 百万円} \div 15.54\% = 4,801 \text{ 百万円}$ 

オープンイノベーション型: 平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないとこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

## ○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査 (平成 24 年度実績)

平成 24 年度集計結果: 適用件数: 142 (カバー率: 3.02%)

適用総額: 658 (カバー率: 3.11%)

平成 25 年度集計結果 適用件数: 164

適用総額: 866 百万円

平成 25 年度推計件数:  $164 \div 3.02\% = 5,430$ 総額:  $866 \text{ 百万円} \div 3.11\% = 27,846 \text{ 百万円}$ 

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果: 適用件数: 142 (カバー率: 3.03%)

適用総額: 658 (カバー率: 3.15%)

平成 25 年度集計結果 適用件数: 164

適用総額: 866 百万円

平成 25 年度推計件数:  $164 \div 3.03\% = 5,412$ 総額:  $866 \text{ 百万円} \div 3.15\% = 27,509 \text{ 百万円}$

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における  
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

（大企業）

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{= 310 \text{百万円}}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合  
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について）

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的で支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32)/64+68}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

#### オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4)/33+59}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。  
カバー率 : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9%

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32)/64+68}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

別紙③

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

**技術振興・大学連携推進課算出の国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）**

減収見込額： $\blacktriangle 461,786$ 百万円 3,636社

うち中小企業者： $\blacktriangle 4,801$ 百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

$4,801$ 百万円  $\times 12.9\% = \underline{619.3}$ 百万円

(参考) 法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

法人住民税の減収額=法人税の減収額×税率12.9%（※）

（※市町村分9.7%、都道府県分3.2%）

・中小企業技術基盤強化税制

**技術振興・大学連携推進課算出の国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）**

減収見込額： $\blacktriangle 27,846$ 百万円 5,430社

うち中小企業者： $\blacktriangle 27,509$ 百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

$27,509$ 百万円  $\times 12.9\% = \underline{3548.6}$ 百万円

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

**技術振興・大学連携推進課算出の国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）**

減収見込額： $\blacktriangle 2,749$ 百万円、373社

うち中小企業者： $\blacktriangle 310$ 百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

$310$ 百万円  $\times 12.9\% = \underline{40.0}$ 百万円

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・中小企業技術基盤強化税制 3,881,485千円

・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 97,750千円

・試験研究費の増加額に係る税額控除 126,476千円

・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 185,193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・中小企業技術基盤強化税制 3,661,353千円

・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 282,254千円

・試験研究費の増加額に係る税額控除 184,527千円

・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 123,700千円